

# 国会での自由討議復活法案

## 【国会法の改正】

### <立法の背景・趣旨>

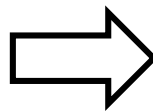
自由討議の制度は、昭和 30 年に廃止されている。

→ 国会の活性化のため、自由討議の制度を復活させる必要がある。

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも 3 週間に 1 回その会議を開くことを要することとする。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでないこととする。

## 現 行

自由討議について定める規定がない。



## 改 正 法

各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも 3 週間に 1 回その会議を開くことを要する。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでない。